

＞ 契約実務 ＞ 広告・パンフレットの記載に消費者契約法の不当勧誘規制が適用されるか

契約実務

🕒 2016年08月10日 12:20

広告・パンフレットの記載に消費者契約法の不当勧誘規制が適用されるか

 シェア

 ツイート

古川 昌平弁護士 吉村 幸祐弁護士

Q

当社は、先日、オペラ公演を主催しました。この公演では、オーケストラの指揮者として世界的に有名なX氏を指揮者とすることを目玉にしようと考え、その前提でX氏の所属する劇団と何度か折衝していました。劇団からは指揮者をX氏とするという確答は得ていなかったのですが、目玉と考えていたので、「指揮者はX氏」「国際的に活躍するX氏による、一夜限りのスペシャル講演」と大きく記載した公演パンフレットや広告を作成し、配布しました。

しかし、公演直前になって、折衝していた劇団から、X氏ではなくY氏を出演させる旨の連絡を受けました。当社としては十分交渉し、やれることはすべてやったのですが、残念ながら拒絶され、実際にはX氏ではなくY氏が出演することになってしまいました。

その後、X氏の指揮を特に楽しみにしていたお客様の一部から、パンフレットや広告に書いていることと違う、オペラ鑑賞契約の申込みを取り消すので代金を返金してほしいという連絡を受けました。このような公演パンフレットや広告をしたことにより、消費者契約法に基づき契約の申込みを取り消せると判断される可能性はあるのでしょうか。

A

消費者契約法は、事業者が、「勧誘をするに際し」、重要事項について事実と異なることを告げたこと等の所定の要件を満たす場合、消費者は、その契約の申込み・承諾を取り消すことができると定めています（消費者契約法4条1項1号）。

この「勧誘」について、不特定多数の者に向けられたもの（パンフレットや広告）は含まないと消費者庁消費者制度課編の逐条解説に記載されていますが、それらを含むとする見解も有力に主張されており、その見解を前提としたと考えられる裁判例も登場しています。今後、必ずしも特定の消費者に対する働きかけでなければ「勧誘」に含まれないというわけではないことを上記逐条解説に記載することも予定されています。

仮に、不特定多数の者に向けられたものが消費者契約法上の「勧誘」に含まれるとの見解を前提とすると、本件の公演パンフレットや広告は、重要事項につき事実と異なることが記載されており、オペラ鑑賞契約の申込みを取り消せると判断されるおそれがあります（消費者契約法4条1項1号）。

解説

1 はじめに

1-1 債務不履行責任を問われる可能性はある

上記設例では、オペラの指揮者がX氏であることやX氏が国際的に活躍するオペラ指揮者であること等が公演パンフレットや広告により宣伝されており、顧客としてはX氏が指揮をすることを前提にオペラ公演チケットを購入すると考えられます。

このため、上記設例において、顧客からは、指揮者をX氏としたオペラを上演しなかったことを理由に、債務不履行

責任の追及を受ける可能性があると考えられますが、以下では、消費者契約法に基づく契約申込みの取消しの可否について説明します。

1-2 不実告知による取消しの要件とは

消費者契約法は、事業者が「勧誘をするに際し」、「重要事項について事実と異なることを告げ」、消費者が「当該告げられた内容が事実であるとの誤認」をした結果、契約の申込み・承諾の意思表示をしたとき、消費者は、その申込み・承諾を取り消すことができると定めています（消費者契約法4条1項1号。詳細は[消費者契約法による取消しの対象となる、不実告知とは](#)をご覧ください）。



上記設例では、そもそも「勧誘をするに際し」という要件を満たすか否かが問題となりますので、後記2で説明します。

なお、消費者契約法は、不実告知による取消しのほか、断定的判断の提供による取消し（4条1項2号）、不利益事実の不告知による取消し（同条2項）を規定していますが、いずれについても「勧誘をするに際し」という要件を設けており、後記2はそれらの取消しについても当てはまります。



（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第4条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 二 （略）

2・3 （略）

4 第1項第1号及び第2項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。

- 一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容
- 二 （略）

5 （略）

2 「勧誘をするに際し」の要件を満たすか

2-1 「勧誘」とは何か

消費者契約法の「勧誘」とは、「消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える程度の勧め方をいう」（消費者庁消費者制度課編『逐条解説消費者契約法（第2版補訂版）』（商事法務、2015年）109頁）とされています。

2-2 広告等は「勧誘」に含まれるか

それでは、上記設例における広告の配布のように不特定多数の者に対して働きかける行為（他には、商品の陳列や約款の店頭掲示といったものも考えられます）は、「勧誘」に含まれるのでしょうか。

(1) 勧誘に含まれないとする考え方

消費者庁消費者制度課編の逐条解説には、「不特定多数向けのもの等客観的にみて特定の消費者に働きかけ、個別の契約締結の意思の形成に直接に影響を与えているとは考えられない場合（例えば、広告...（略）...パンフレット...（略））は『勧誘』に含まれない」と記載されています（前掲『逐条解説消費者契約法（第2版補訂版）』109頁）。

この見解からすれば、上記設例における公演パンフレットや広告は、そもそも消費者契約法が適用される「勧誘」ではなく、消費者契約法4条によって契約の申込み・承諾を取り消すことはできません。

(2) 勧誘に含まれるとする考え方

これに対し、不特定多数の者に対する働きかけであっても、それによって当該消費者の意思形成に実際に働きかけられた場合には、「勧誘」に該当するとする見解も存在します。この見解からすれば、上記設例における公演パンフレットや広告は、消費者契約法が適用される「勧誘」となりますので、その他の所定の要件を満たす場合、契約の申込み・承諾を取り消すことができます。

(3) 裁判例はどうか

裁判例をみても、不特定の者に向けた広告等が問題とされた事案につき、消費者契約法の適用を否定した裁判例もあれば（高松高判平成24年11月27日判時2176号42頁、大阪高判平成28年2月25日金融・商事判例1490号34頁（ただし、同判決に対しては上告受理申立てがされました））、消費者契約法が適用されることを前提として判示したと考えられる裁判例（東京地判平成20年7月29日判タ1291号273頁）もあり、見解は確立されていません。

2-3 上記設例においてどう考えるか

したがって、上記設例においては、慎重を期し、不特定多数の者に向けた広告等を用いたことのみをもって消費者契約法によりその契約の申込み・承諾が取り消されることはあり得ない、といった前提に立つことは避けた方が良いでしょう。

後記3では、仮に上記設例の公演パンフレットや広告が消費者契約法上の「勧誘」に該当すると判断される場合を前提に、説明を行います。

補足：「勧誘」要件の見直しの動き

「勧誘」に不特定多数の者に対する働きかけが含まれるかという論点は、消費者契約法の在り方を議論するため平成27年に設置された消費者契約法専門調査会において議論されました。

平成27年12月「[消費者契約法専門調査会報告書](#)」（消費者委員会消費者契約法専門調査会）において、直ちに改正が必要とはされませんでした。が、取消しの対象とすべき広告等の範囲を適切に設定することが今後

の検討課題とされています。また、「必ずしも特定の消費者に対する働きかけでなければ『勧誘』に含まれないというわけではないことを逐条解説に記載すること」（同報告書第3の1）が予定されています。これらは、実務へ大きな影響を及ぼす可能性がありますので、今後注視すべきものといえるでしょう。

また、実務上、事業者が「勧誘」に当たって口頭でした行為の立証に当たり、パンフレットや広告が裏付けとして用いられる可能性があることにも十分留意が必要と考えられます。

3 「重要事項について」「事実と異なることを告げることを満たすか（不実告知）」

3-1 事例の検証

「重要事項」や「事実と異なること」の詳細については、[消費者契約法による取消しの対象となる、不実告知とはを](#)ご覧ください）。

上記設例についてみると、まず、オペラコンサートにおいて誰が指揮をするかは当該コンサートの内容に大きくかわり、消費者にとってそのオペラを観に行くかの判断にとって通常影響を及ぼし、「重要事項」にあたり得と考えられます。

また、実際は、X氏による指揮について確答を得ていなかったのですから、X氏が指揮することが確定的であるのかのような記載は、「事実と異なること」にあたります。

これは消費者が自ら立証する必要があります。通常、消費者が重要事項について「事実と異なること」を立証することは必ずしも容易ではありませんが、上記設例においては、消費者がオペラ劇団に対して照会し、事実を把握することで立証できる可能性はあります。

したがって、その公演パンフレットや広告をみて消費者が誤認したという場合には（これも消費者が自ら立証する必要があります）、不実告知として、消費者契約法に基づき取り消されるおそれがあります。

3-2 不実告知に該当しないとした裁判例

なお、上記設例と類似の事案において、パンフレット等には「出演者、指揮者はやむをえない事情により変更になる可能性（場合）がございます。」との記載があり、指揮者がやむを得ない事情により変更される可能性があることを明示していたこと等を理由に、重要事項について事実と異なることを告げたわけではない、と判断した裁判例があります（前掲東京地判平成20年7月29日）。

重要事項について変更可能性があるのであれば、その広告等において、変更可能性がある旨をあらかじめ明示することを検討する必要があると考えられます。

4 おわりに

以上のように、「勧誘をするに際し」の解釈には争いがあるところですが、トラブルの発生自体を防ぐという観点からは、不特定多数の者に対する広告であっても消費者契約法の不当勧誘規制が適用される可能性があることに留意しつつ、不当な勧誘行為に該当しないよう工夫することが重要といえます。

なお、消費者契約法の問題とは別に、上記設例のような公演パンフレットや広告が、適切な打消し表示を伴うものでなく（「打消し表示」については[強調表示で景品表示法違反とならないために注意することは](#)をご参照ください）、一般消費者が表示と実際が異なることをあらかじめ知っていたら、取引に誘引されることはなかったであろうと認められる程度の誇張・誇大を含む場合、景品表示法の優良誤認表示（景品表示法5条1号）に該当する可能性があることにもご留意ください（「優良誤認表示」については[優良誤認表示として規制されるのはどのような表示か](#)をご参照ください）。

**古川 昌平** 弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所

2006年同志社大学法科大学院修了、2007年弁護士登録。2014年4月～2016年3月、任期付職員として消費者庁にて勤務。主な取扱分野は、景品表示法を含む広告表示規制、消費者取引法務（消費者契約法、特定商取引法等）、一般企業法務、事業再生・倒産。

**吉村 幸祐** 弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所

2007年京都大学法科大学院修了、2008年弁護士登録。

関連する実務Q&A

取引基本契約書を作成する時に注意すべきポイントは

契約実務 平山 浩一郎弁護士

取引先から債権回収するための方法は？

契約実務 西中 宇紘弁護士

債権譲渡担保権とは？どう実行して債

契約実務 下西 祥平弁護士

動産売買先取特権とは？制度活用のポイントと回収の

契約実務 下西 祥平弁護士

動産譲渡担保権とは？どう実行して債権回収を図るべ

契約実務 下西 祥平弁護士

個人保証をとる場合に注意するべき

契約実務 平山 浩一郎弁護士

関連する特集

【連載】法務担当が押さえておきたい契約実務のポイ

第2回 秘密保持契約を締結する前に考えるべき情報管理のあり方

契約実務 原 秋彦弁護士

【連載】契約書をリスクマネジメントにどう活用する

第1回 契約書作成の意義

契約実務 河村 寛治

【連載】法務担当が押さえてお

第1回 契約条項に取り組

契約実務 原 秋彦弁護士

平成28年6月公布！ 改正消費者契約法のポイントと対策 (第2回)

契約実務 古川 昌平弁護士

平成28年6月公布！ 改正消費者契約法のポイントと対策 (第1回)

契約実務 古川 昌平弁護士

【連載】英文契約スキルアップ！

第2回 “agree”や“will”、

契約実務 安保 智勇弁護士

契約実務のニュース

2017

01月16日（月）

官庁等 内閣府

第31回消費者契約法専門調査会の会議資料の掲載について【1月13日開催】

2016

03月10日（木）

👑 契約実務の人気特集

- 1 秘密保持契約を締結する前に考えるべき情報管理のあり方
- 2 契約書作成の意義
- 3 契約条項に取り組む時に求められる2つの視点
- 4 平成28年6月公布！ 改正消費者契約法のポイントと対策 (第2回)

👑 契約実務の人気実務

- 1 強制執行を行うためには
- 2 債権回収における交渉やた
- 3 平成28年の消費者契約法
- 4 消費者契約法による取

官庁等 日本司法書士会連合会

民法の改正について～みなさんの日常生活に関する法律の改正が検討されています～

01月15日 (金)

官庁等 日本司法書士会連合会

民法の改正について～みなさんの日常生活に関する法律の改正が検討されています～

01月08日 (金)

官庁等 全国消費者団体連絡会

特商法、消契法の実効的な改正を求めます～消費者委員会答申にあたって～

もっと見る >

▲ ページトップへ

ニュース | 特集 | 実務Q&A | 弁護士名鑑

コーポレート・M&A | 契約実務 | IT・情報セキュリティ | 人事労務 | 知的財産権・エンタメ | 事業再生・倒産 | 危機管理・コンプライアンス | 競争法・独占禁止法 | ファイナンス | 国際取引・海外進出 | 訴訟・争訟 | 税務 | 不動産 | 資源・エネルギー | 法務部 | ベンチャー

利用規約 | 運営会社 | お問い合わせ | BUSINESS LAWYERS（ビジネスロイヤーズ）- 実務に役立つ企業法務ポータル

弁護士ドットコム | 税理士ドットコム | クラウドサイン